

新型コロナウイルス感染症に対応した主な中小企業向け融資制度【広島県・日本政策金融公庫】 ※三次市版

令和3年4月1日現在

制度名	広島県費預託融資制度			日本政策金融公庫の融資制度			商工中金の危機対応融資	
	新型コロナウイルス感染症対応資金	セーフティネット資金(国指定)	緊急経営基盤強化資金	小規模事業者経営改善資金融資制度(新型コロナウイルス対策マル経)	新型コロナウイルス感染症特別貸付	衛生環境激変対策特別貸付	新型コロナウイルス感染症特別貸付	
特徴	・売上減少要件等によって、無利子、無担保、信用保証料ゼロでの資金調達が可能 ・既往の信用保証付き融資からの借換可能(一部除く)	・売上等20%以上減少の場合 ・幅広い業種で活用可能 ・危機関連保証、セーフティネット保証5号と併用可	・売上等15%以上減少の場合 ・幅広い業種で活用可能 ・セーフティネット保証4号、5号と併用可	・売上等5%以上減少の場合 ・幅広い業種で活用可能 ・セーフティネット保証4号、危機関連保証と併用可	・売上急減等の場合、特別利子補給制度との併用により、3年間実質無利子化 ・商工会議所及び広域商工会の指導を受けている小規模事業者、小額であれば、幅広い業種で、低利での資金調達が可能 ・据置期間最長4年 ・担保・保証人不要 ・売上急減等の場合、特別利子補給制度との併用により、3年間実質無利子化	・大口の資金調達に対応可能 ・融資期間 最長20年 ・据置期間 最長5年 ・担保不要 ・売上急減等の場合、特別利子補給制度との併用により、3年間実質無利子化	・特定の業種(旅館業及び飲食店・喫茶店営業)、小額であれば、低利での資金調達が可能	・株主である中小企業の組合とその組合員であれば、低利(要件を満たせば3年間実質無利子)での資金調達が可能 ・売上急減等の場合、特別利子補給制度との併用により、3年間実質無利子化
融資要件(概要)	セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の適用を受けた方であって ① 上記認定書に記載の売上高等の減少率が5%以上減少の個人事業主(小規模に限る) ② 上記認定書に記載の売上高等の減少率が15%以上減少の中小・小規模事業者 ③ 上記認定書に記載の売上高等の減少率が5%以上15%未満減少の中小・小規模事業者 ※令和3年3月31日までに保証申込をされた方は、令和3年5月31日までに融資実行が可能	【セーフティネット保証4号】以下の要件を満たす方(市長の認定が必要) (認定要件) ・最近1か月の売上高等が前年比20%以上減少かつ3か月で20%以上減少見込	【危機関連保証適用】以下の要件を満たす方(市長の認定が必要) (認定要件) ・最近1か月の売上高等が前年比15%以上減少かつ3か月で15%以上減少見込	【セーフティネット保証5号】以下の要件を満たす方(市長の認定が必要) (認定要件) ・最近3か月の売上高等が前年比5%以上減少 ※時限的な運用緩和として、一部減少見込みでも申請可	以下のすべての要件を満たす方 ・小規模事業者 ・商工会議所及び広域商工会の経営指導員による指導を原則6か月以上受けている ・最近1か月の売上高が前3年のいずれかの年と比べて5%以上減少 等 ●特別利子補給制度 ①個人事業主(小規模に限る):要件なし ②小規模事業者(法人事業者):売上高 15%以上減少 ③中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高 20%以上減少	●特別貸付 以下の要件を満たす方 ・最近1か月の売上高が前3年のいずれかの年と比べて5%以上減少 等 ※個人事業主(小規模に限る)は、定性的な説明でも柔軟に対応	以下のすべての要件を満たす方 ・旅館及び飲食店・喫茶店営業 ・最近1か月の売上高が前年又は前々年比10%以上減少かつ今後減少見込 等	・新型コロナウイルス感染症の影響により直近1か月の売上高が、前3年のいずれかの年と比べて5%以上減少 等 ●特別利子補給制度 ①個人事業主(小規模に限る):要件なし ②小規模事業者(法人事業者):売上高15%減少 ③中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高20%減少
資金使途	運転資金、設備資金(借換可)	運転資金、設備資金		運転資金(借換可)	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	運転資金	運転資金、設備資金
融資限度額	6,000万円	中小企業者:8,000万円 組合等:1億6,000万円		4,000万円 (借換含む場合5,000万円)	別枠1,000万円	中小企業事業 6億円 国民生活事業 8,000万円	別枠1,000万円 (旅館業は3,000万円)	6億円
融資(据置)上限期間	10年(据置5年)	運転資金 10年(据置1年) 設備資金 10年(据置3年)	運転資金 10年(据置2年) 設備資金 10年(据置2年)	10年(据置1年)	運転資金 7年(据置3年) 設備資金 10年(据置4年)	運転資金 15年(据置5年) 設備資金 20年(据置5年)	7年(据置2年)	運転資金 15年(据置5年) 設備資金 20年(据置5年)
貸出利率(固定金利)令和2年4月現在	信用保証付き 【3年以内】0.8% 【5年以内】1.0% 【10年以内】1.2% ※対象①②の場合 当初3年分は県から利子補給を実施 ※対象③の場合 三次市の利子補給(当初から3年)の補助制度があります。	信用保証付き 【3年以内】0.8% 【5年以内】1.0% 【10年以内】1.2%		●当初3年 0.31% ※更に特別利子補給制度の要件を満たす場合、申請により上記金利を全額利子補給 ●4年目以降 1.21%	●当初3年間 中小企業事業 0.21% (3億円以内) 国民生活事業 0.364% (6,000万円以内) ※更に特別利子補給制度の要件を満たす場合、申請により上記金利を全額利子補給 ●4年目以降 中小企業事業 1.11% 国民生活事業 1.26% ※融資期間等により変動	1.86% (振興計画認定組合員0.86%) ※担保有無・融資期間等により変動	●当初3年 0.21% (3億円以内) ※更に特別利子補給制度の要件を満たす場合申請により上記金利を全額利子補給 ●4年目以降 1.11% ※融資期間等により変動	
信用保証料率	対象①② 0.0% 対象③ 0.425% (経営者保証無の場合0.525%) ※対象③と経営者保証無の場合 信用保証料を補助します。	0.7%						
担保・保証人	原則として無担保、法人の代表者を除き、保証人は不要	取扱い金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。 (信用保証付きの場合、原則として、法人の代表者を除き保証人は不要)			不要	担保は不要 (保証人は相談の上決定)	相談の上決定	担保は不要 (保証人は相談の上決定)
申込・問合せ取扱金融機関	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、広島みどり信用金庫、両備信用組合、商工組合中央金庫など			三次商工会議所、三次広域商工会		日本政策金融公庫 ○事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 ○国民生活事業【広島支店】082-244-2231 【福山支店】084-922-6550 ○中小企業事業【広島支店】082-247-9151	《商工中金の支店》 広島支店 082-248-1151 福山支店 084-922-6830	